

**宮崎県バス利用促進協議会コーディネーター業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

令和6年5月31日
宮崎県バス利用促進協議会

1 業務の名称

宮崎県バス利用促進協議会コーディネーター業務

2 委託の内容

宮崎県バス利用促進協議会コーディネーター業務委託仕様書による。

3 契約上限額

10,466,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）
委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

5 企画提案競技参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 宮崎県が賦課する税（以下「県税」という。）に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (7) 業務委託に関する専門性を有し、かつ当該受託事務を円滑に遂行するための業務体制及び経費基盤を有していること。

6 企画提案競技実施の公示方法

宮崎県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和6年5月31日（金） |
| (2) 質問締切り | 6月19日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 6月24日（月）午後5時 |
| (4) プレゼンテーション（ヒアリング） | 6月28日（金）午前 |
| (5) 審査結果の通知 | 7月5日（金）頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式1）を提出すること。

①提出先

宮崎県バス利用促進協議会事務局（宮崎県総合政策部総合交通課）

②提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時まで

③提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、県庁ホームページに掲載する。（質問者名は公表しない。）

(2) 企画提案書の提出

①企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

②提出書類

ア 企画提案競技応募書（様式2）【原本1部、コピー3部】

イ 企画提案書（任意様式）【原本1部、コピー3部】

企画提案書はA4サイズ（両面・片面印刷ともに可、カラー可、一部A3判を折り曲げて可）とし、以下の内容を記載すること。

- ・業務実施方針
- ・業務フロー図、実施スケジュール
- ・業務実施体制
- ・委託業務を適切に実施するために参考となる業務実績

※ ページ番号を挿入すること。

※ ページ数は15ページ以内とすること。

ウ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー3部】

※ 宛先は、「宮崎県バス利用促進協議会 会長 河村直哉」とすること。

※ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。

※ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

エ 県税に未納がないことを示す納税証明書【原本1部】

オ 誓約書（様式3）【1部】

カ 会社概要（既存のもので可）【1部】

③提出先

宮崎県バス利用促進協議会事務局（宮崎県総合政策部総合交通課）

④提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時（必着）

⑤提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

日 時：令和6年6月28日（金）午前

場 所：宮崎県庁総合政策部会議室（県庁本館3階）

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ①本事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ②業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。
- ③計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ④提案内容に独創性があるか。
- ⑤本業務を確実に遂行可能な運営体制が確保されているか。
- ⑥本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。
- ⑦経費の積算は、業務項目ごとにされており明確かつ妥当な金額か。また、節減が図られているか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和6年7月5日（金）頃に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ①当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき
- ②提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ③虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ④提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑤①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- (1) この業務に関する成果品の著作権及び複製権は全て協議会に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

11 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）
担 当	宮崎県バス利用促進協議会事務局（宮崎県総合政策部総合交通課内）
電 話	0985-26-7037
ファックス	0985-24-1383
電子メール	sogokotsu@pref.miyazaki.lg.jp